

## 入札公告

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年（2026年）5月8日

下関市役所豊田総合支所長 伊藤 竜太

### 記

1 件名 豊田総合支所建設農林課電子複写機（広幅）賃貸借契約業務

2 内容 電子複写機（広幅）賃貸借仕様書（別紙1）、  
機器仕様書（別紙2）のとおり

3 契約期間 契約締結日から令和13年5月31日まで

4 賃貸借期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで（60か月）  
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定  
に基づく長期継続契約）

※ 長期継続契約であるため、契約期間中の予算措置が当然  
に保障されるものではなく、本契約締結日の属する年度の  
翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は  
削減があった場合は、当該契約は変更又は解除する。

ただし、契約を変更し、又は解除したことにより損害を  
及ぼしたときは、その損害を賠償する。

5 入札参加条件

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）この告示の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者  
指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置（以下「指名停止措置」という。）  
を受けていないこと。
- （3）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿のうち、「賃貸借（リース）複写  
機」に登録されており、かつ、下関市内に本社、本店又は支店、営業所を有する  
者であること。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴  
力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する  
者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- (6) 電子複写機（広幅）の保守体制が整備されていること。
- (7) 下関市に対し、市税を滞納していないこと。
- (8) この賃貸借に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、令和8年6月1日から令和13年5月31日までの各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受ける契約であることを前提として、契約を行なうことができること。
- (9) 告示に示す入札参加資格申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格が認められていること。

## 6 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 令和8年5月 8日（金） 15時から  
          令和8年5月21日（木） 17時まで
- (2) 場所 下関市ホームページ

## 7 入札参加申請方法

「入札参加資格確認申請書（別紙3）」を下関市役所豊田総合支所建設農林課（〒750-0421 下関市豊田町大字殿敷1918番地1）に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す提出期限内に必着のこと。

- (1) 電子複写機（広幅）の保守を行う者の一覧及び資格を示す書類（別紙4）
- (2) 市税に滞納がない旨を証する書面・・・「市税滞納なし証明書」（証明年月日が申請日から3ヶ月以内のものであること。）
- (3) 入札の前提となる機器の仕様と本市が示した仕様の照合を行うことができる書類（機器のカタログ等）
- (4) 同種業務の実績調書（別紙5）

※ 同種業務の実績調書（別紙5）は過去2年間において、国又は地方公共団体その他公共団体と同種業務の契約を2回以上締結している場合のみ提出すること。

## 8 入札参加申請書提出期間

令和8年5月14日（木） 17時まで

## 9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査の結果は、「入札参加資格確認通知書（別紙6）」により、令和8年5月15日（金）までにファクシミリを使用して通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

## 10 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問はファクシミリによること。（下関市役所豊田総合支所建設農林課 FAX番号 083-766-2615
- (2) 質問の期限は、令和8年5月13日（水）15時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問者のみにファクシミリにより回答する。

## 11 入札日時等

- (1) 入札日時 令和8年5月22日（金）10時00分
- (2) 入札場所 下関市役所豊田総合支所2階第2会議室

## 12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者について、後日通知する。

## 13 入札の方法

- (1) 持参によること。郵便による入札は認めない。
- (2) 入札において使用する入札書は、別添様式（別紙7）を使用すること。
- (3) 入札額は、5年間の賃貸借料の金額とし、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状（別紙8）を入札時までに提出すること。
- (5) 入札会場への入場は、1人までとする。

## 14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市豊田総合支所建設農林課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
  - ア 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
  - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
  - ウ 金額を訂正した入札書によるもの。

- エ 委任状を提出しない代理人がしたもの。
- オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行なわないものとする。
- (8) 入札参加申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。

1 5 問い合わせ先

〒750-0421

下関市豊田町大字殿敷1918番地1

下関市役所豊田総合支所建設農林課

電話 083-766-2902

FAX 083-766-2615